

令和4年8月23日

新型コロナウイルス感染症に関連した対応について

小山町教育委員会

学級閉鎖等については、令和4年8月19日に文部科学省から示されました「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの改訂」に基づき、また、所属名の公表については、県教育委員会の方針等に基づき、下記のとおりとします。

記

I 閉鎖等について

1 閉鎖の基準

閉鎖の期間は、5日程度（土日祝日を含む。）を目安とします。ただし、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえ、学校医の指導のもと、当該期間を短縮するなど総合的に判断していきます。

(1) 学級閉鎖

以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施します。ただし、同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の間で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖は行いません。

①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合

②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合

③その他、小山町教育委員会で必要と判断した場合

(※ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除きます。)

(2) 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施します。

(3) 学校全体の臨時休校

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休校を実施します。

2 閉鎖となった場合の連絡

閉鎖となった場合は、保護者の方には原則、メールで連絡します。感染拡大を防ぐために必要な情報をお知らせします。なお、事前に該当の保護者の承諾を得ます。

※報告例

「〇年〇組の児童に複数の陽性反応が確認されましたので、〇日から〇日まで学級閉鎖を行います。」

感染者等に対する差別や偏見、誹謗中傷等につながらないように、家庭でも指導に努めていただきます。

3 長期自宅滞在中の学びのサポートについて

出席停止などで長時間授業に参加できない場合、必要に応じて、児童生徒にはプリントを配付したりタブレットを活用するなどの学習をサポートするので、保護者は学校に相談していただきます。

II 所属名の公表について

公表による感染者等に対する差別や偏見、誹謗中傷等の不利益等のこと、また、学校は利用者が特定され濃厚接触者の特定が比較的容易であり、感染拡大防止措置を速やかに行えること考慮し、公表については以下のとおりとします。

1 陽性者が確認された場合

教職員及び児童生徒ともに、原則非公表とします。

※静岡県が発表している以外の公表はありません。

2 学校で感染者集団（クラスター）が発生した場合

(1) 公開行事等（文化祭、体育祭等）がない場合

感染者集団が発生したことは公表しますが、学校名は非公表とします。

(2) 公開行事等（文化祭、体育祭等）があった場合

感染者集団（クラスター）認定日までの間（期間は保健所等と協議）に、不特定多数の方が校内に立ち入ることがあった場合は次のとおりとします。

①利用者が特定されている場合（濃厚接触者が判明している場合を含む）

感染者集団（クラスター）が発生したことは公表するが、学校名は非公表とします。

※報告例

「町内の学校において複数の陽性者が判明し、感染者集団（クラスター）の発生を確認しました。」

②不特定多数が来校した（①以外）場合

感染者集団（クラスター）の発生及び学校名を公表します。

※報告例 内容は協議の上、公表します。

「町立〇〇学校において複数の陽性者が判明し、感染者集団（クラスター）の発生を確認しました。〇月〇日から〇月〇日までの期間に当該学校を利用された方は、〇〇〇〇に電話してください。」

担当 小山町教育委員会 学校教育課 TEL0550-76-6122
こども未来課 TEL0550-76-6126